

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者）

長 門 市

特別徴収税額			課 税 人 員		非 課 税 人 員	
月 割 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額		
	6 月分		12月分			
	7 月分		1 月分			
	8 月分		2 月分			
	9 月分		3 月分			
	10月分		4 月分			
	11月分		5 月分			
(備考)						

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに長門市税
条例第44条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る
市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。
また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対し
て審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の通知を
受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。な
お、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています
が、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続きの続行
により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、
裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

山 口 県 長 門 市 長



指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6 月分	10月分	2 月分	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	7 月分	11月分	3 月分	
						8 月分	12月分	4 月分	
						9 月分	1 月分	5 月分	
						変更月	月		

特別徴収 義務者名	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

(その2)

(表)

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）													
所得	給与収入		主たる給与と 以外の給与 所得区分	河内等	農業	不 動 産	利 配 当	給 付 金	課 税 標 準	総所得③			
	給与所得（所得金額調整控除後）									山林所得			
	その他の所得計									分離短期譲渡			
										分離長期譲渡			
			総所得金額①							株式等の譲渡			
										上場株式等の配当等			
										先物取引			
所得 控 除	雑 損		障・寡・ひ・動						控 老 特 同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失	
	医 療 費		配 偶 者							老 同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失
	社会保険料		配偶者特別							同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失
	小規模企業共済		扶 養							同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失
	生命保険料		基 礎							同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失
	地震保険料		所得控除合計②							同 配	扶養親族該当区分	本人該当区分	障 損 相 失
(摘要)													

市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
	特別徴収税額⑧	10月分	
	控除不足額⑨	11月分	
県民税	既充当額⑩	12月分	
	既納付額⑪	1月分	
	差引納付額(⑧-⑩-⑪)	2月分	
	変更前税額⑫	3月分	
	増減額(⑧-⑫)	4月分	
	変更月	月	5月分

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住 所		宛名番号

あなたの特別徴収税額も記事の19年度(要約)した。地方自治法41条及び第321条の4(第321条の6)の規定により過期し、
 したがって、知事知事の権利に不利がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に提出して審議議決
 をすることができます。この特別徴収税額決定の取扱いを求めるとは、前回の審議議決に係る最終決定の取扱いの翌日から起
 算して6ヶ月以内に市長に対して(市長が代表する)提出することができます。また、通知の取扱いの取扱い、前回の
 審議議決に対する最終決定の取扱いに提出することができます。このことにより、(審議議決があった日の翌日から起算して3
 ヶ月以内に市長に対して)提出することができます。また、通知の取扱いの取扱い、前回の審議議決に対する最終決定の取
 扱いに提出することができます。また、通知の取扱いの取扱い、前回の審議議決に対する最終決定の取扱いに提出することができます。

山口県長門市長



(裏)

◎税額の計算方法

[illegible]

◎税率

・均等割
市民税 3,500円 県民税 2,000円(うち500円は「やまぐち森林づくり県民税」分)

・所得割(総合課税分)
市民税 6% 県民税 4%

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 1万2千円 (限度額8万8千円)

[illegible]

納税者の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般	33万円	22万円	11万円
控除	老人	38万円	26万円	13万円
	所得金額		控除額	
配偶者特別 控除	950万円超970万円以下	33万円	22万円	11万円
	970万円超990万円以下	33万円	22万円	11万円
	990万円超1,010万円以下	31万円	21万円	11万円
	1,010万円超1,030万円以下	26万円	18万円	9万円
	1,030万円超1,050万円以下	21万円	14万円	7万円
	1,050万円超1,070万円以下	16万円	11万円	6万円
	1,070万円超1,090万円以下	11万円	8万円	4万円
	1,090万円超1,100万円以下	6万円	4万円	2万円
	1,100万円超	3万円	2万円	1万円
	障害者控除 (特別障害者)	26万円	扶 養 控 除	一般
(同居特別障害者)	30万円	老人		38万円
ひとり親控除	26万円	特定		45万円
ひとり親控除 延長	26万円	控 除	延長	45万円

[illegible]

◎ 税額控除(配当控除)

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

◎稅額控除(住宅借入金等特別稅額控除)

前年分の所得税として平成22年から平成33年まで（地方税法第101条第16項の規定の適用がある場合は令和4年まで）に個人に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から⑥を除いた金額（金銭）を限度として所得税を超える場合は、当該金額に下欄の割合を乗じた金額	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
平成24年12月31日現在が平成28年から令和3年まで（地方税法第101条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得又は特定増改築に係る場合には、100分の5（100分の7）	⑦	⑦	
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年9月31日または平成20年の12月31日現在に住宅借入金等特別控除を受けた場合は、当該金額がなかったもの）を計算した金額	⑧	⑧	
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用後の金額）	⑨	⑨	
市民税	3/5	県民税	2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎稅額控除(寄附金稅額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、かつ、寄附金（寄附金控除後の金額）が前年度の所得総所得金額等のうち、前記の30%（寄附金控除後の金額）の場合には当該30%に相当する金額（税引額は4%、附えを相与する場合は、そのを超える金額の税引額は2%）を支払ったもの	1	市町村民会、区、市町村、特別区に対する寄附金又は市町村、特別区、市町村、特別区に対する寄附金
2	市町村民会、区、市町村、特別区に対する寄附金又は市町村、特別区、市町村、特別区に対する寄附金	寄附金
3	市町村民会、区、市町村、特別区に対する寄附金又は市町村、特別区、市町村、特別区に対する寄附金	寄附金
4	市町村民会、区、市町村、特別区に対する寄附金又は市町村、特別区、市町村、特別区に対する寄附金	寄附金

課税所得金額から控除税額調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.89%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.51%
900万円超1,800万円以下	56.30%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%

4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合